

平成23年 5月25日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所  
自主規制部

## パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. パブリック・コメントの内容

- ・東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の制定等について

#### 2. 意見提出方法等

(1) 提出期限：平成23年 6月 7日(火)

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

FAXの場合：092-713-1540

E-mailの場合：pc@fse.or.jp

#### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ(URL <http://www.fse.or.jp/>)及び本所窓口での配布

#### 4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

#### 【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL(092)741-8231

## 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の制定等について

平成 23 年 5 月 25 日  
証券会員制法人 福岡証券取引所

### 趣旨

東日本大震災の被災などにより、経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場候補会社の新規上場において柔軟な対応を可能とするため、上場審査基準や上場廃止基準について特例を制定するなど、所要の上場制度上の対応を図るものとします。なお、この改正に伴い、上場管理や新規上場の実務においても、震災の影響に配慮した運用を行うものとします。

### 概要

#### 1. 上場審査基準の特例の新設

##### (1) 純資産の額

直前事業年度の末日における純資産の額が東日本大震災による特別損失に起因して3億円未満となっている場合は、新規上場による資金調達額を加算した額が3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。

##### (2) 利益の額

東日本大震災による特別損失を除外して判断します。

##### (3) 監査意見

東日本大震災により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載された場合も基準を充足しているものとします。

#### 2. 上場廃止基準の特例の新設等

##### (1) 債務超過

(備 考)

- ・ 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」）第2条第1項等
- ・ 特例第2条第2項等
- ・ 特例第2条第3項等
  
- ・ 特例第3条等

上場会社が、東日本大震災による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

(2) 事業活動の停止

上場会社が、東日本大震災により一時的に事業活動を停止していると認められる場合について、事業活動の停止に係る上場廃止基準に該当しないことを明確化します。

・株券上場廃止基準の取扱い1(8)

3. その他

東日本大震災により上場に至らなかった場合であって、3年以内に再び新規上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。

・特例の取扱い1.

・施行日(予定)

平成23年6月上旬を目途に施行します。なお、2.(1)については、平成23年3月11日以後に終了する事業年度から適用します。

以 上

# 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の制定等について

## 目 次

( ページ )

- 1 . 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の制定…………… 1
- 2 . 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの制定…………… 3
- 3 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 5

## 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例

### (目的)

- 第1条 この特例は、東日本大震災の被災により経営に打撃を受けた新規上場申請者及び上場会社（外国会社を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。
- 2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

### (株券上場審査基準の特例)

- 第2条 新規上場申請者（上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が、東日本大震災に起因する特別損失により3億円未満となっている者に限る。）が、上場申請を行うときにおける株券上場審査基準第4条第1項第5号の適用については、同基準第4条第1項第5号を次のとおりとする。

#### (5) 純資産の額

上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額に新規上場申請に係る公募による調達見込額を加算した額が3億円以上となる見込みのあること。ただし、本所が適当と認める場合は、当該直前事業年度の末日における純資産の額に代えて、当該直前事業年度の末日以後の日における純資産の額を用いることができるものとする。

- 2 新規上場申請者（上場申請日の直前事業年度における利益の額が、東日本大震災に起因する特別損失により、株券上場審査基準第4条第1項第6号に適合しない者に限る。）が、上場申請を行うときにおける利益の額の取扱いについては、本所が別に定めるところによる。
- 3 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第1項第7号c又は同基準第6条第1項第5号bに適合しない者に限る。）が、上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いについては、本所が別に定めるところによる。
- 4 前3項の規定は、Q - B o a r dからの上場市場の変更審査について準用する。

### (株券上場廃止基準の特例)

- 第3条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項各号及び第2条の2第1項各号の適用については、同基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第4号において読み替える場合を含む。）を次のとおりとする。

#### (5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

付 則

- 1 この特例は、本所が定める日から施行する。
- 2 第3条の規定は、平成23年3月11日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

## 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

### 1. 第1条第2項(上場審査料等の取扱い)関係

有価証券上場規程に関する取扱い要領11.及び11.の2の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日(予備申請を行った場合にあっては、上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が東日本大震災に起因するものであると本所が認めるときは、その支払いを要しないものとする。

### 2. 第2条(株券上場審査基準の特例)関係

- (1) 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次のとおり取り扱うものとする。
- a 株券上場審査基準の取扱い2.(5)の規定は、第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者について準用する。ただし、第2条第1項において読み替えて適用する場合の株券上場審査基準第4条第1項第5号ただし書の適用を受ける場合にあっては、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。
  - b 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、同項において読み替えて適用する株券上場審査基準第4条第1項第5号に定める基準に適合することを説明する書面を提出するものとする。
- (2) 第2条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.(6)の規定の適用については、同取扱い中「及び債務免除益の金額」とあるのは、「、債務免除益の金額及び東日本大震災に起因した特別損失」とする。
- (3) 第2条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者(Q-Boardへの新規上場申請者を除く。)についての株券上場審査基準の取扱い2.(7)の規定の適用については、同取扱いd中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。
- (4) 第2条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者(Q-Boardへの新規上場申請者に限る。)についての株券上場審査基準の取扱い5.(5)の規定の適用については、同取扱いb中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

3. 第3条（株券上場廃止基準の特例）関係

- (1) 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、第3条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)中「第5号」とあるのは「第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号」と、同取扱い1.(5)c中「1か年」とあるのは「2か年」と読み替える。
- (2) 第3条の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1項第1号aの(d)中「株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)」とあるのは、「第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第4号において読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。



株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係            (1)～(7) (略)            (8) 事業活動の停止                a 第8号に規定する「事業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと本所が認めた場合(天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと本所が認めた場合を除く。)をいうものとする。                b (略)            (9)～(16) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係            (1)～(7) (略)            (8) 事業活動の停止                a 第8号に規定する「事業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。                b (略)            (9)～(16) (略)</p>